

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨・経緯

愛知県自殺対策を総合的、効果的に推進するため、第4期愛知県自殺対策推進計画を策定する。

### 2 愛知県の自殺の現状

### 3 自殺や自殺対策に関する基本認識

### 4 国、県及び市町村、民間団体、企業及び国民（県民）の役割

### 5 計画の性格、期間、基本理念、基本目標及び構成<計画の体系>

(1) 性格 自殺対策基本法第13条に基づく都道府県自殺対策計画

(2) 期間 2023年から2027年度までの5年間

(3) 基本理念及び基本目標

<基本理念> 「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を旨とす

<基本目標> 2026年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させる

2021年の自殺死亡率：15.8<警察庁統計（外国人含む）>

(4) 構成<計画の体系>

## II 第3期計画の目標及び結果等

### 1 第3期計画の目標及び結果

<基本目標> 2022年までに自殺死亡率を14.0以下まで減少させる

年	2018	2019	2020	2021
自殺死亡率（警察庁統計）	14.1	14.1	15.5	15.8

### 2 第3期計画の取組実績及び評価目標及び結果

「指標とする主な取組内容」として目標設定した事業評価

## III 自殺を防ぐための対策

### 1 対策の基本的な考え方

次の2つの考え方により取組を推進

自殺リスクを高める「危険因子（生きることの阻害要因）」を低減させる取組

自殺リスクを低下させる「保護因子（生きることの促進要因）」を増加させる取組

### 2 ライフステージ別対策

### 3 自殺ハイリスク者群への対策

### 4 その他の保護因子を高める対策

### 5 自死遺族支援対策

## IV 推進体制の整備及び計画の的確な進行管理

### 1 推進体制の整備

知事を本部長、関係部局長を本部員とした「愛知自殺対策推進本部」により計画を推進する。

### 2 計画の的確な進行管理

計画の進捗状況について、毎年度、その結果を県内の関係機関、民間団体、学識者等で構成する

「愛知県自殺対策推進協議会」に報告し、計画を着実に推進する。

## <計画の体系>

### 1 ライフステージ別対策

#### (1) 就学期の取組

##### 危険因子

- ①学校における様々なストレス
- ②虐待
- ③思春期の精神疾患

##### 保護因子

- ①命を大切にする教育、豊かな心を育む教育、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法の教育（SOSの出し方に関する教育）
- ②児童生徒等へのICTの活用を含めた相談体制の整備
- ③子どもの自己肯定感を育む取組の推進・居場所づくり
- ④教職員の資質向上、保護者への普及啓発、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の普及啓発、子どもの成長を地域で支える取組

#### (2) 成人期の取組

##### 危険因子

- ①就職に関する悩みや失業等
- ②過重労働等によるうつ病
- ③産後うつ・子育ての悩み
- ④ドメスティック・バイオレンス（DV）

##### 保護因子

- ①若者の特性に応じた支援
- ②職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ワーク・ライフバランスの推進
- ④子育てのしやすい環境の充実

#### (3) 高齢期の取組

##### 危険因子

- ①孤立
- ②加齢に伴う心身機能の低下

##### 保護因子

- ①見守り支援・生きがい対策
- ②各種介護事業

### 2 自殺ハイリスク者群への対策

#### (1) 精神疾患患者

#### (2) 自殺未遂者

#### (3) がん患者・慢性疾患等の重篤患者

#### (4) 生活困窮者・多重債務者

#### (5) 災害被災者・犯罪被害者等

#### (6) 女性

### 3 その他の保護因子を高める対策

#### (1) 相談体制の整備・相談窓口の周知

#### (2) 自殺予防ゲートキーパーの養成・関係者の資質向上のための研修

#### (3) 自殺予防に向けた普及啓発

#### (4) 民間活動との連携及び民間活動への支援

#### (5) 自殺発生回避のための取組

### 4 自死遺族支援対策

#### 自死遺族支援の取組

##### 危険因子

- ①精神的な不調
- ②自死に対する偏見

##### 保護因子

- ①自死遺族団体等の活動
- ②相談窓口の周知等